

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための 救急・周産期・小児医療体制確保事業概要

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）に適切な救急・周産期・小児医療を提供できるよう、医療機関において、疑い患者の診療に必要な体制整備を行う事業です。

1. 実施者

疑い患者を診療する医療機関として和歌山県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（※保険医療機関に限る）

〔救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院 等〕

【留意事項】

- (ア) 本事業を実施する医療機関は「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として県への登録が必要。
- (イ) 県は、本事業を実施する医療機関を含めた上記（ア）のリストを作成し、和歌山県入退院調整本部及び消防機関にリストを共有する。
- (ウ) 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、必要に応じて他院への転送搬送を行う。
- (エ) 令和2年4月1日以降、交付決定までに行われた事業であっても、実施要綱に沿った事業であれば補助対象となる。

2. 補助率

10分の10

3. 補助額

- (ア) 対象経費の実支出額と上限額を比較して少ない方の額を選定。
- (イ) (ア)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定。
- (ウ) (イ)により選定された額に補助率10分の10を乗じて得た額（1,000円未満切捨）を補助額とする。

4. 内容等

(ア) 設備整備等事業

【内容】

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援。

【対象となる整備・補助上限額】

救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る

	整備内容	上限額
①	新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費	1床当たり 133,000円
②	個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	1人当たり 3,600円
③	簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円
④	簡易ベッド	1台当たり 51,400円
⑤	簡易診療室（※）及び付帯する備品	実費相当額
⑥	HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円
⑦	HEPA フィルター付きパーティション	1台当たり 205,000円
⑧	消毒経費	実費相当額
⑨	救急医療を担う医療機関：疑い患者の診療に要する備品	1施設当たり 300,000円
⑩	周産期医療又は小児医療を担う医療機関：疑い患者に使用する保育器	1台当たり 1,500,000円

※ 簡易診療室…テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

【イ】 支援金支給事業

【内容】

・疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給。

【対象となる経費・上限額】

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

対象経費	上限額
賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 99床以下の医療機関 20,000,000円 ・ 100床以上の医療機関 30,000,000円 ・ 以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加 ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算